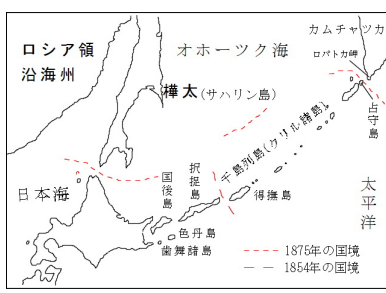


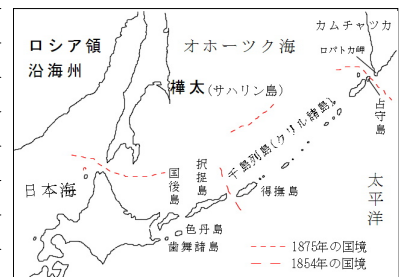
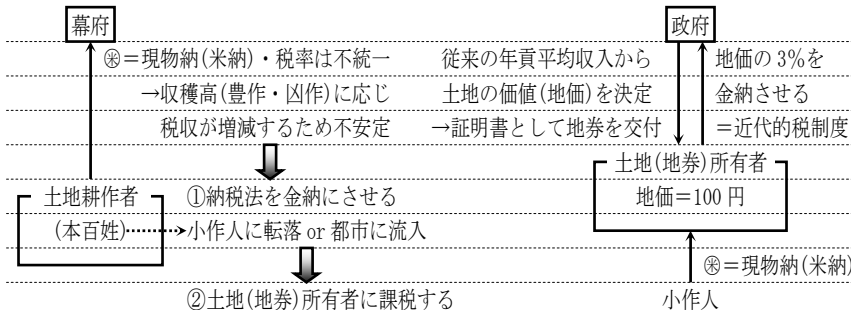
[A] 中央集権体制の強化

中央集権化政策	身分制度・経済政策
1869年 版籍奉還 (王土王民思想に基づき版(土地)と籍(人民)を天皇に返上) はんせきほうかん 建議=大久保利通〔薩摩藩士〕・木戸孝允〔長州藩士〕 たかよし 薩長土肥の4藩主が奉還を申し出、諸藩主もこれにならう →旧藩主は知藩事に任命され、徴税・軍事など藩政にあたる ★旧藩主の家禄 (政府が支給する給与) は旧来の石高の10分の1 1869年 官制改革 (太政官(行政)の上位に神祇官(祭祀)を設置) じんぎかん	1869年 四民平等 (公家・大名→華族・武士→士族・農・工・商→平民)
1871年 廃藩置県 (藩を廃止し、政府直轄領の県を設置) ちほうちやくりやう ①薩長土3藩から集めた(御)親兵 (のち近衛兵) の武力を背景に断行 ②知藩事を罷免して東京居住→代わりに府知事・県令を中央から派遣 ★3府302県(1871.7)→3府72県(1871.11)→3府43県(1888) 1871年 官制改革 (神祇官を廃止し、三院(正院・左院・右院)を設置) じんぎかん	1871年 身分解放令 (えた・非人の称を廃止し、新平民とする)…… 1871年 戸籍法 (戸籍作成を全国的に統一する) →壬申戸籍 (1872) (最初の全国的統一戸籍として作成) にんしんこせき 1871年 新貨条例 (伊藤博文の建議で統一貨幣制度を確立) いとうはくぶん ①円・銭・厘の10進法 ②金本位制 (建前上) の採用 貿易のため開港場に限り貿易銀 (1円銀貨) の通用を認める
1872年 徴兵告諭 (徴兵令の意図を説明) ちやうへいこくゆ →血税一揆 (徴兵に反対して起きた農民一揆) 「西人コレヲ称シテ血税トイフ」を誤解する	1872年 国立銀行条例 (渋沢栄一の尽力) しぶさくえいいち ①アメリカのナショナルバンクの制度を参考 ②銀行に紙幣発行権を与えるが、紙幣の正貨兌換を義務づける →1873年の第一国立銀行 (頭取=渋沢栄一) を含め4行が設立 ★出資=三井組・小野組 (→小野組と島田組は1874年に破産)
1873年 徴兵令 (満20歳以上の男子に3年間の兵役義務) ちやうへいれい 構想=大村益次郎〔長州藩士〕 おおくらますじろう 実現=山県有朋〔長州藩士〕 やまがたありとも 理念=国民皆兵 ★免役規定 (官吏・官立学生・戸主・嗣子・代人料270円納入者) しし	—— [士族の特権廃止] —— 1873年 秩禄奉還の法 ちつろくほうかん 希望者に秩禄公債と現金で数年分を一括支給 ★廃藩置県後も政府が華族・士族に支給していた 秩禄 (家禄・賞典禄) が政府歳出の30%を占める
—— [地租改正 (財源の安定と近代的税制確立のため)] —— 1871年 田畑勝手作りの許可 でんはたかつてつく 1872年 田畑永代売買の解禁 でんはたえたいばいばい →土地所有者に地券を交付 (土地所有権が明確化される) 1873年 地租改正条例 (地租改正は1881年までにほぼ完了) 不安定な収獲高による土地耕作者の現物納を改めて (税率は不統一)、 地価の3%の地租を土地(地券)所有者に金納させる (小作料は現物納) ★政府は従来の年貢による収入を減らさぬ方針で地租を決定 ★所有権が不明な入会地 (山野などの共同利用地) は官有地へ編入	1876年 秩禄処分 (金禄公債証書発行条例) ちつろくしよぶん 華族・士族への秩禄の支給を廃止し、秩禄受給者にもとの禄高に応じて支給額の5~14年分を公債で支給 →公債は5年間の据え置きで年利5~7%を支給する 1876年 廃刀令 (軍人・警官以外の帯刀を禁止)
1876年 地租改正反対一揆 (茨城・三重・愛知・岐阜・堺で発生) 1877年 地租を2.5%に軽減 ★「竹槍でドンと突き出す二分五厘」	1876年 国立銀行条例改正 (紙幣と正貨兌換義務を削除) せいはか →153行の国立銀行設立 (1879) ★金禄公債証書を銀行設立の資本金とする特例を認める

[B] 明治初期の国際関係

日清・日朝関係	周辺地域
1871年 日清修好条規(全権＝伊達宗城〔宇和島藩主〕・李鴻章) ①協定関税制の相互承認・②領事裁判権の相互承認・③最恵国待遇条款はなし 1871年 岩倉使節団派遣(目的＝条約改正の予備交渉と欧米の制度・文物の視察) 大使＝岩倉具視〔右大臣〕 副使＝大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尚芳 随員＝久米邦武『米欧回覧実記』(随行記) 留学生＝津田梅子(女子英学塾を創設)・山川捨松(大山巖の妻) 〔留守政府(1871～73)〕 西郷隆盛(薩摩)・板垣退助(土佐) 征韓論(朝鮮が開国を拒否した場合は武力行使) →西郷隆盛の朝鮮への使節派遣を決定 1873年 岩倉使節団帰国→内治優先論(国内の整備を優先して征韓論に反対) 1873年 明治六年の政変(征韓論を却下された征韓派が一斉に下野) 西郷隆盛・板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣らが参議を辞任 1874年 征台の役(台湾出兵)(指揮＝西郷従道) ← →これに反対した木戸孝允が参議を辞任(政府を下野) 1874年 日清互換條款(ウェード(駐清英公使)の調停で清国が賠償金を払い解決) 1875年 江華島事件(日本軍艦雲揚が挑発行為を行い、砲撃を受けたため占領) 1876年 日朝修好条規(朝鮮との日本有利な不平等条約) 全権＝黒田清隆・井上馨 ①朝鮮を「自主の国」として清国との宗属関係を否定 ②釜山・仁川・元山の開港 ③日本の領事裁判権・関税免除の承認 	1869年 蝦夷地を北海道と改称 →開拓使(北海道の開発・行政機関)設置 〔北海道開拓事業〕 1872年～開拓10年計画 ケブロン(米人)によるアメリカ式大農業法の導入 札幌農学校(高等農業教育機関→のちの北大) 建議＝ケブロン/初代教頭＝クラーク(米人) 卒業生＝内村鑑三(『万朝報』記者・無教会主義) 新渡戸稲造(『武士道』・国連事務局次長) ★札幌バンド(キリスト教信徒集団) 1874年 屯田兵制度(建議＝黒田清隆〔開拓次官〕) 土族授産の一環で、北海道開拓と北方警備にあたる 〔琉球帰属問題(琉球は薩摩藩・清の日中両属体制)〕 1871年 琉球漂流民殺害事件 琉球の漂流民が台湾で現地住民に殺害される →清国は台湾を「化外の地」として責任を負わず 1872年 琉球藩の設置(琉球王国を廃止して設置) 藩王＝尚泰 (1879年 琉球処分(琉球藩を廃止して沖縄県を設置)) 軍隊・警察を派遣し廃藩置県を断行→清国が抗議 (1879年 グラント〔前米大統領〕の先島分島案) 清国に宮古島・八重山諸島を譲る案→清国が拒否 〔国境画定〕 (1855年 日露和親条約(全権＝川路聖謨) 国境は択捉島・得撫島の間(樺太は両国雑居) 1875年 樺太・千島交換条約(全権＝榎本武揚) 国境は樺太全島(ロシア領)・千島全島(日本領) 1876年 小笠原諸島領有宣言(米・英に領有を宣言) 内務省の管轄下→のち、東京府の管轄下(1880) 

[NOTE]



[A] 中央集権体制の強化

中央集権化政策	身分制度・経済政策
年 _____ (_____ に基づき (土地) と (人民) を天皇に返上) 建議 = _____ [薩摩藩士] ・ _____ [長州藩士] 薩長土肥の4藩主が奉還を申し出、諸藩主もこれにならう →旧藩主は _____ に任命され、<u>徴税・軍事など藩政にあたる</u> ★旧藩主の _____ (政府が支給する給与) は旧来の石高の <u>10分の1</u> 1869年 官制改革 (太政官(行政)の上位に _____ (祭祇) を設置)	1869年 四民平等 (公家・大名 → _____ ・武士 → _____ ・農・工・商 → _____)
年 _____ (藩を廃止し、政府直轄領の県を設置) ①薩長土3藩から集めた _____ (のち _____) の武力を背景に断行 ② _____ を罷免して東京居住 → 代わりに _____ ・ _____ を中央から派遣 ★府 _____ 県(1871.7) → _____ 府 _____ 県(1871.11) → _____ 府 _____ 県(_____ 年) 1871年 官制改革 (_____ を廃止し、 _____ (_____ ・ _____ ・ _____) を設置)	1871年 _____ (えた・非人の称を廃止し、新平民とする) ----- 1871年 _____ (戸籍作成を全国的に統一する) → _____ (1872) (最初の全国的統一戸籍として作成) 年 _____ (_____ の建議で統一貨幣制度を確立) ① _____ ・ _____ ・ _____ の _____ 進法 ② _____ (建前上) の採用 貿易のため開港場に限り _____ (1円銀貨) の通用を認める
年 _____ (徴兵令の意図を説明) → _____ (徴兵に反対して起きた農民一揆) 「西人コレヲ称シテ _____ トイフ」を誤解する 年 _____ (満20歳以上の男子に3年間の兵役義務) 構想 = _____ [長州藩士] 実現 = _____ [長州藩士] 理念 = _____ ★免役規定 (官吏・官立学生・戸主・嗣子・ _____ 270円納入者)	年 _____ (_____ の尽力) ① _____ の _____ の制度を参考 ②銀行に紙幣発行権を与えるが、紙幣の _____ 兌換を義務づける → _____ 年の _____ (頭取 = _____) を含め _____ 行が設立 ★出資 = _____ 組・ _____ 組 (→ _____ 組と _____ 組は1874年に破産)
年 _____ (財源の安定と近代的税制確立のため) ----- 年 _____ 年 _____ →土地所有者に _____ を交付 (<u>土地所有権が明確化される</u>) 年 _____ (地租改正は _____ 年までにほぼ完了) 不安定な _____ による土地耕作者の _____ を改めて (税率は不統一、 _____ の _____ %の地租を土地(地券)所有者に _____ させる (小作料は現物納) ★政府は従来の年貢による収入を減らさぬ方針で地租を決定 ★所有権が不明な _____ (山野などの共同利用地) は官有地へ編入 1876年 _____ (_____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ で発生) ↓ 1877年 地租を _____ %に軽減 ★「竹槍でドンと突き出す.....」	1873年 _____ 希望者に秩禄公債と現金で数年分を一括支給 ★廃藩置県後も政府が華族・士族に支給していた 秩禄 (_____ ・ _____) が政府歳入の _____ %を占める 年 _____ (_____ 発行条例) 華族・士族への秩禄の支給を廃止し、秩禄受給者に もとの禄高に応じて支給額の5~14年分を _____ で支給 →公債は5年間の据え置きで年利5~7%を支給する 年 _____ (軍人・警官以外の帯刀を禁止) 年 _____ 改正 (紙幣と _____ 兌換義務を削除) → _____ 行の国立銀行設立 (_____ 年) ★金禄公債証書を銀行設立の資本金とする特例を認める

[B] 明治初期の国際関係

日清・日朝関係	周辺地域
年 _____ (全権 = _____ [宇和島藩主]・_____) ①協定関税制の相互承認・②領事裁判権の相互承認・③最恵国待遇条款はなし 年 岩倉使節団派遣 (目的 = 条約改正の予備交渉と欧米の制度・文物の視察) 大使 = _____ 副使 = _____ 随行 = _____ 『 _____ 』 (随行記) 留学生 = _____ (_____ を創設)・ _____ (大山巖の妻)	年 _____ を北海道と改称 → _____ (北海道の開発・行政機関) 設置 〔北海道開拓事業〕 1872 年～開拓 10 年計画 _____ (米人) によるアメリカ式大農業法の導入 _____ (高等農業教育機関→のちの北大) 建 議 = _____ / 初代教頭 = _____ (米人) 卒業生 = _____ 『万朝報』記者・無教会主義 _____ 『 _____ 』・国連事務局次長 ★ _____ (キリスト教信徒集団) 1874 年 _____ 制度 (建議 = _____ [開拓次官]) 士族授産の一環で、北海道開拓と北方警備にあたる
_____ 年 _____ (朝鮮が開国を拒否した場合は武力行使) → _____ の朝鮮への使節派遣を決定 _____ 年 岩倉使節団帰国 → _____ (国内の整備を優先して征韓論に反対) _____ 年 _____ (征韓論を却下された征韓派が一斉に下野) _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ らが参議を辞任 _____ 年 _____ (指揮 = _____) ← → これに反対した _____ が参議を辞任 (政府を下野) 1874 年 _____ (_____ [駐清英公使]) の調停で清国が賠償金を払い解決 _____ 年 _____ (日本軍艦 _____ が挑発行為を行い、砲撃を受けたため占領) _____ 年 _____ (朝鮮との日本有利な不平等条約) 全権 = _____ ・ 井上馨 ①朝鮮を「自主の国」として清国との宗属関係を否定 ② _____ ・ _____ の開港 ③日本の領事裁判権・関税免除の承認 	〔琉球帰属問題 (琉球は薩摩藩・清の日中両属体制)〕 1871 年 _____ 琉球の漂流民が台湾で現地住民に殺害される → 清国は台湾を「化外の地」として責任を負わず _____ 年 _____ の設置 (琉球王国を廃止して設置) 藩王 = _____ (_____ 年 _____ (琉球藩を廃止して沖縄県を設置)) ↓ (1879 年 _____ [前米大統領] の _____) 清国に宮古島・八重山諸島を譲る案→清国が拒否
	〔国境画定〕 (1855 年 _____ (全権 = 川路聖謨)) 国境は _____ 島・ _____ 島の間 (_____ は両国雑居) ↓ _____ 年 _____ (全権 = _____) 国境は _____ 全島 (ロシア領)・ _____ 全島 (日本領) 1876 年 _____ 領有宣言 (米・英に領有を宣言) _____ の管轄下→のち、 _____ の管轄下 (1880)

[NOTE]

